

# 公共事業の環境影響評価制度における住民参加の促進へ向けた地方自治体の情報公開についての研究

本稿は、公共事業の環境影響評価 (Environmental Impact Assessment, 以下、EIA と略す) 制度において、国や都・県などの上位自治体が事業者である場合の事業者と住民との中間にたつ、地方自治体からの住民参加促進へ向けた情報公開のあり方について検討した。事例として、建設省と公団が事業者である京滋バイパス建設事業における宇治市 (京都府) と、東京都が事業者である臨海副都心有明北埋立事業における江東区 (東京都) からの情報公開を比較した。

第一に、それぞれの地方自治体から住民に対して公開された情報のうち、広報誌等から得られる活字情報 (以下、活字情報とする) と、それを受けて住民が行動をおこして得られる縦覧や公聴会、説明会といった、直接的対話によって得られる情報 (以下、対話情報とする) に分類する。次に、活字情報の情報の量、内容、情報の発信時期の分析を行い、同様に対話情報についても情報の量、内容、情報の発信時期の分析を行うとともに、それらに伴う住民の動きの検証を行った。

次に、上記で分析した地方自治体から住民に提供された活字情報と対話情報及び、それらに伴う住民の動きを EIA 手続きの各段階別に整理し、その段階別に EIA における住民参加度を導き出し、地方自治体からの情報公開と住民参加の関係を考察した。

その結果、EIA において住民参加を促進させるためには、地方自治体の住民との対話の追及を基本姿勢とした情報公開における、双方向の情報交流と、地方自治体から住民に対する説明責任の達成が効果的であると判明した。こうした地方自治体の姿勢が、住民の信頼を得、EIA において住民との合意形成に至ることが明らかになった。

最後に、EIA における自治体からの情報公開を推進するために、EIA が住民のコンセンサスを得る基礎であることを踏まえたうえでの自治体独自の環境影響評価条例の制定や、情報公開条例の改善点を提案すると共に、現在の法制度の範囲で自治体が住民合意を得る方策の可能性を探った。